

第二百十回国会
衆議院
経済産業委員会
議 録 第 三 号

令和四年十月二十八日(金曜日)

午前九時三十分開議

出席委員

委員長 竹内 譲君

理事 井原 巧君 理事 岩田 和親君

理事 関 芳弘君 理事 牧島かれん君

理事 落合 貴之君 理事 山崎 誠君

理事 小野 泰輔君 理事 中野 洋昌君

井林 辰憲君 石橋林太郎君

今枝宗一郎君 上川 陽子君

國場幸之助君 佐々木 紀君

鈴木 淳司君 土田 慎君

富樫 博之君 長坂 康正君

西野 太亮君 長谷川淳二君

福田 達夫君 堀井 学君

松本 尚君 松本 洋平君

宗清 皇一君 山下 貴司君

大島 敦君 篠原 孝君

田嶋 要君 馬場 雄基君

山岡 達丸君 中川 宏昌君

鈴木 義弘君 笠井 亮君

経済産業大臣

経済産業委員会専門員

西村 康稔君
藤田 和光君

委員の異動
十月二十八日

辞任

石井 拓君

補欠選任
松本 尚君

稲田 朋美君

井林 辰憲君

小森 卓郎君

石橋林太郎君

細田 健一君

長谷川淳二君

同日

辞任

井林 辰憲君

補欠選任
稲田 朋美君

石橋林太郎君 小森 卓郎君
長谷川淳二君 細田 健一君
松本 尚君 石井 拓君

同日

理事細田健一君同日委員辞任につき、その補欠として牧島かれん君が理事に当選した。

十月二十七日

ガス事業法及び独立行政法人エネルギー・金属
鉱物資源機構法の一部を改正する法律案(内閣
提出第一三号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

理事の補欠選任

ガス事業法及び独立行政法人エネルギー・金属
鉱物資源機構法の一部を改正する法律案(内閣
提出第一三号)

○竹内委員長 これより会議を開きます。

この際、理事補欠選任の件についてお諮りいた
します。

委員の異動に伴い、現在理事が一名欠員となつ
ております。その補欠選任につきましては、先例
により、委員長において指名するに御異議ありま
せんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○竹内委員長 御異議なしと認めます。よって、
そのように決しました。
それでは、理事に牧島かれん君を指名いたしま
す。

○竹内委員長 内閣提出、ガス事業法及び独立行
政法人エネルギー・金属鉱物資源機構法の一部を
改正する法律案を議題といたします。

これより趣旨の説明を聴取いたします。西村経
済産業大臣。

ガス事業法及び独立行政法人エネルギー・金属
鉱物資源機構法の一部を改正する法律案
(本号末尾に掲載)

○西村(康)国務大臣 おはようございます。

ガス事業法及び独立行政法人エネルギー・金属
鉱物資源機構法の一部を改正する法律案につきま
して、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

ガスの製造の用に供するLNGは、世界的な需
要の拡大、国際情勢の変化や予期せぬ事故等に起
因する供給支障を背景に、各国の獲得競争が激化
し、歴史的な価格の高騰に直面しております。こ
のような市場の不確実性の高まりを踏まえ、ガス
について深刻な供給支障が発生する万が一の危機
に備え、需給両面からの対策を講じる必要があります。
まず、供給面においては、民間企業による
通常のLNG調達に困難であるような状況が発生
した場合に備えて、国が関与する形でガスの製造
の用に供するLNG調達の仕組みを整備する必要
があります。次に、需要面においては、供給面で
あらゆる対策を講じ、かつ、ガスの使用量の節約
の協力の呼びかけ等の取組を講じてもおおガスの
需要に比べて供給が不足し、国民経済及び国民生
活に悪影響を及ぼすおそれがある場合に備え、国
による最終的な需給調整の手段を整備する必要が
あります。こうした状況を踏まえ、本法律案を提
出した次第であります。

次に、本法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一に、ガス事業法の一部改正です。

まず、ガスの安定供給の確保に支障が生じ、又
は生ずるおそれがある場合において、経済産業大
臣が独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構
に対してLNGの調達を要請することを可能とす
る措置を講じます。

また、ガスの需給が逼迫し、需給の調整を行わ
なければガスの供給の不足が国民経済及び国民生
活に悪影響を及ぼすおそれがある場合に、経済産
業大臣が一定の範囲の需要家にガスの使用の制限
等を命じること等を可能とする措置を講じます。

第二に、独立行政法人エネルギー・金属鉱物資
源機構法の一部改正です。

独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構の
業務に、今般改正するガス事業法の規定に基づく
経済産業大臣からの要請により、LNGを調達す
る業務を追加します。

以上が、本法律案の提案理由及びその要旨であ
ります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださ
いますようお願い申し上げます。

○竹内委員長 これにて趣旨の説明は終わしま
した。

次回は、公報をもってお知らせすることとし、
本日は、これにて散会いたします。

午前九時三十三分散会

ガス事業法及び独立行政法人エネルギー・金
属鉱物資源機構法の一部を改正する法律案

ガス事業法及び独立行政法人エネルギー・

金属鉱物資源機構法の一部を改正する法律

(ガス事業法の一部改正)

第一条 ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一
号)の一部を次のように改正する。

目次中「第六章 あつせん及び仲裁（第七百七条・第八百八条）」を「第六章 ガスの使用制限等（第七百七条・第八百八条）」に、「第七百七条（第八百六条の二・第八百六条の三）」を「第八章に」、「第八章を」第九章に、「第九章を」第十章に、「第十章を」第十一章に改める。 第十四条第一項中「行う者（の下に）」「第八百六条の三を除き」を加える。 第九百九十四条中「者」を「ときは、当該違反行為をした者」に改める。 第九百九十五条中「者」は「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同条各号中「者」を「とき」に改める。 第九百九十六条中「者」は「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同条各号中「者」を「とき」に改める。 第九百九十九条中「者」は「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同条第一号及び第二号中「者」を「とき」に改め、同条第三号中「選任しなかつた者」を「選任しなかつたとき」に改め、同条第四号から第六号までの規定中「者」を「とき」に改める。 第二百条中「者」は「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同条第一号から第六号までの規定中「者」を「とき」に改め、同条第七号中又は第八十条の八第二項を「第八十条の八第二項又は第八百六条の三第二項」に、「者」を「とき」に改め、同条第八号から第十三号までの規定中「者」を「とき」に改める。 第十章を第十一章とし、第六章から第九章までを一章ずつ繰り下げ、第五章の次に次の一章を加える。 第六章 ガスの使用制限等 （液化天然ガスの調達の要請） 第八百六条の二 経済産業大臣は、ガスの安定供給の確保に支障が生じ、又は生ずるおそれがある場合において、ガスの製造の用に供する液化天然ガスの調達が特に必要であり、かつ、独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構以外の者による調達を困難とする特別の事情があると認めるときは、独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構に対し、当該液化天然ガスの調達を要請することができる。 （ガスの使用制限等） 第八百六条の三 経済産業大臣は、ガスの需給の調整を行わなければガスの供給の不足が国民経済及び国民生活に悪影響を及ぼし、公共の利益を阻害するおそれがあると認められるときは、その事態を克服するため必要な限度において、政令で定めるところにより、ガス小売事業者若しくは一般ガス導管事業者以下この条において「ガス小売事業者等」という。）からガスの供給を受ける者に対し、その使用するガスの量の限度を定めて、ガス小売事業者等が供給するガスの使用を制限すべきこと又はガス小売事業者等から新たにガスの供給を受けようとする者に対し、新たに供給を受けるガスの量の限度を定めて、ガス小売事業者等から新たにガスの供給を受けることを制限すべきことを命じ、又は勧告することができる。 2 経済産業大臣は、前項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、ガス小売事業者等からガスの供給を受ける者に対し、ガス小売事業者等の使用の状況その他必要な事項について報告を求めることができる。 （独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構法の一部改正） 第二条 独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構法（平成十四年法律第九十四号）の一部を次のように改正する。 第一条第二項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。 三 ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第八百六条の二の規定による液化天然ガスの調達を行うこと。 第十二条第一号中「及び第三号」を「第三号及び第四号」に改める。 第十四条第一項中「同条第二項第三号」の下に「及び第四号」を加える。 附 則 （施行期日） 第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三条の規定は、公布の日から施行する。 （罰則に関する経過措置） 第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。 （政令への委任） 第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。 （安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律の一部を改正する法律の一部改正） 第四条 安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十六号）の一部を次のように改正する。 第四条のうち独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構法（第十一号）の改正規定中「第十一号第二項第三号」を「第十一号第二項第四号」に改める。 （高圧ガス保安法等の一部を改正する法律の一部改正） 第五条 高圧ガス保安法等の一部を改正する法律（令和四年法律第七十四号）の一部を次のように改正する。	改正する。 第三条のうち、ガス事業法（第九百九十四条から第九百九十六条まで、第九百九十九条及び第二百条の改正規定を削り、同法（第二百一条）の改正規定中「第二百一条中」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同条（第一号）を「第二百一条第一号」に改め、「（者）を（とき）」に改め、同条（第二号）から（第四号）までの規定中「（者）」を「（とき）」に削り、「（加え、（者）を（とき）」に改め）を（加え）」に改め、同条（第六号）から（第十三号）までの改正規定を削る。
理由 液化天然ガスの確保をめぐる国際的な緊張の高まりを踏まえ、緊急時において経済産業大臣が独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構に液化天然ガスの調達を要請することができることとするとともに、ガスの需給を調整するためガスの使用を制限することを可能とする措置等を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。	